

表-3.2.34 大気汚染に係る規制の状況（水銀の排出基準）

施設の種類	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ^(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
		新規施設	既存施設 (注2)
石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝熱面積 10 m^2以上 ● 燃焼能力^(注3) 50L/時以上 	8	10
小型石炭混在ボイラー ^(注4)		10	15
一次施設	銅又は工業金 金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力 1 t/時以上 	15	30
	鉛又は亜鉛 金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： <ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積 1 m^2以上 ● 羽口面断面積 0.5 m^2以上 ● 燃焼能力^(注3) 50L/時以上 ● 変圧器定格容量 200kVA 以上 	30	50
二次施設	銅、鉛又は亜鉛 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力 0.5t/時以上 ● 火格子面積 0.5 m^2以上 ● 羽口面断面積 0.2 m^2以上 ● 燃焼能力^(注3) 20L/時以上 	100	400
	工業金 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 燃焼能力^(注3) 10L/時以上 ● 変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力 0.5t/時以上 	30	50
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	<ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積 2 m^2以上 ● 焼却能力 200kg/時以上 	30	50
水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物 ^(注5) 又は水銀含有再生資源 ^(注6) を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。）（施設規模による裾切りはなし。）	50	100
セメントの製造の用に供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積 1 m^2以上 ● 燃焼能力^(注3) 50L/時以上 ● 変圧器の定格容量 200kVA 以上 	50	80 ^(注7)

注1：既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

注2：施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

注3：バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

注4：バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算 10 万 L/時未満のもの

注5：水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

注6：水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

注7：原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。

出典：「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）

「水銀大気排出規制への準備が必要です！」（平成 28 年 環境省リーフレット）

2) 騒音に係る規制

騒音に係る規制の状況は、表-3.2.35～表-3.2.38 及び図-3.2.22 に示すとおりです。

表-3.2.35 騒音に係る規制の状況
(特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準)

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～翌6時
第1種区域	45 dB以下	50 dB以下	45 dB以下	40 dB以下
第2種区域	50 dB以下	60 dB以下	50 dB以下	45 dB以下
第3種区域	60 dB以下	65 dB以下	60 dB以下	50 dB以下
第4種区域	65 dB以下	70 dB以下	65 dB以下	55 dB以下

備考

- 1 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。
- 2 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(F A S T)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 前項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 三 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - 四 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注：規制地域の指定及び規制基準等の設定は、県知事（市、大崎町、中種子町及び南種子町の区域については、各市町長）が行う。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号、最終改正 平成27年環境省告示第67号)

鹿児島県ウェブサイト 「騒音規制法における規制について」

(https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/taiki-souon/soonakusyu/souon/souon_hou.html)

西之表市ウェブサイト 「騒音規制法における規制について」

(https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/shiminseikatu/kankyoanzen/kankyo/soon_shindo/5251.html)

表-3.2.36 騒音に係る規制の状況

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準)

規制種別 地域区分	特定建設作業					
	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ トラクターショベル ブルドーザー
基準値	①②	85 dB以下				
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと。				
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと。				
※1日当たりの 作業時間	①	10時間/日を超えないこと。				
	②	14時間/日を超えないこと。				
作業期間	①②	連続して6日を超えないこと。				
作業日	①②	日曜日その他休日でないこと。				

注1：地域の区分欄の①は第1号区域、②は第2号区域を表す。

①第1号区域 ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

②第2号区域 第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域

注2：基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注3：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注4：当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号、最終改正 平成27年環境省告示第66号)

表-3.2.37 騒音に係る規制の状況 (自動車騒音の限度 (要請限度))

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域 (2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで)に係る限度は、次表を用いる。

昼間	夜間
75dB	70dB

注： a区域：専ら住居の用に供される地域

b区域：主として住居の用に供される地域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令第15号」

表-3.2.38 騒音に係る規制の状況

(特定工場等の騒音に係る規制基準 (鹿児島県公害防止条例))

時間の区分	基準
昼間 (8:00~19:00)	65dB 以下
朝 (6:00~8:00) 夕 (19:00~22:00)	55dB 以下
夜間 (22:00~6:00)	45dB 以下

注：騒音の測定点は、工場等の敷地の境界線上とする。

出典：「鹿児島県公害防止条例」(昭和 46 年鹿児島県条例第 41 号)

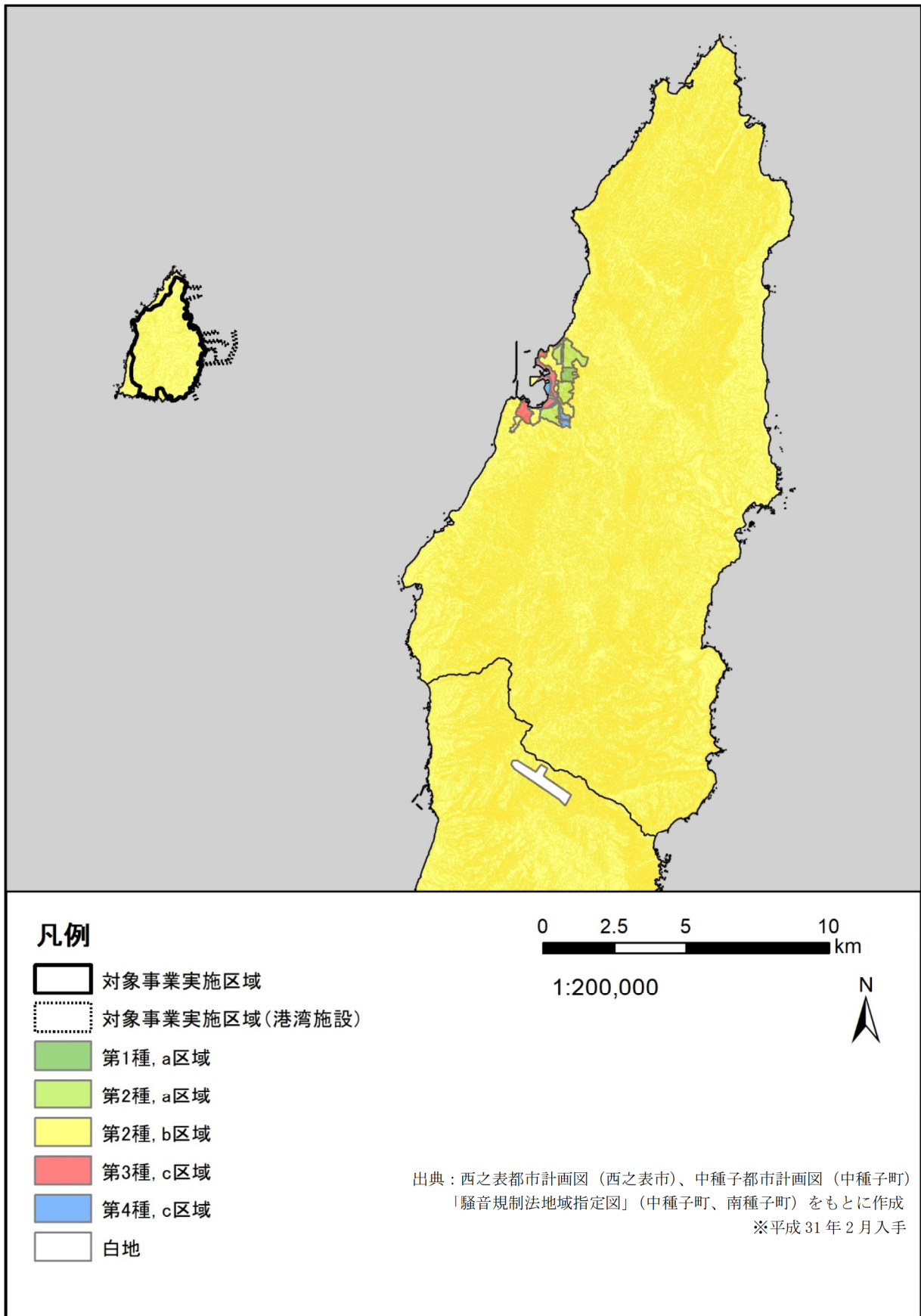


図-3. 2. 22(1) 騒音に係る規制の状況（騒音規制法に基づく規制区域）

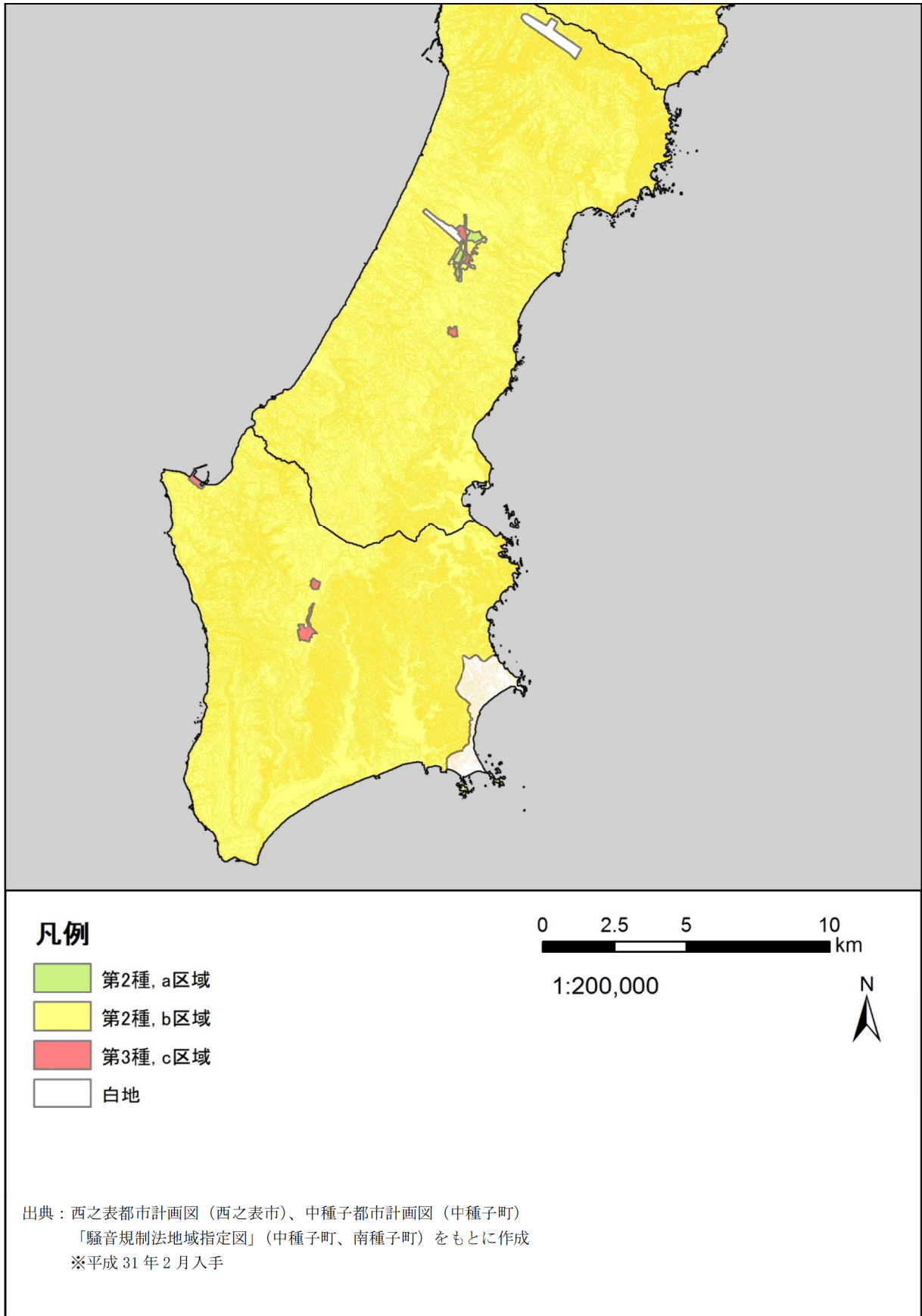


図-3.2.22(2) 騒音に係る規制の状況（騒音規制法に基づく規制区域）

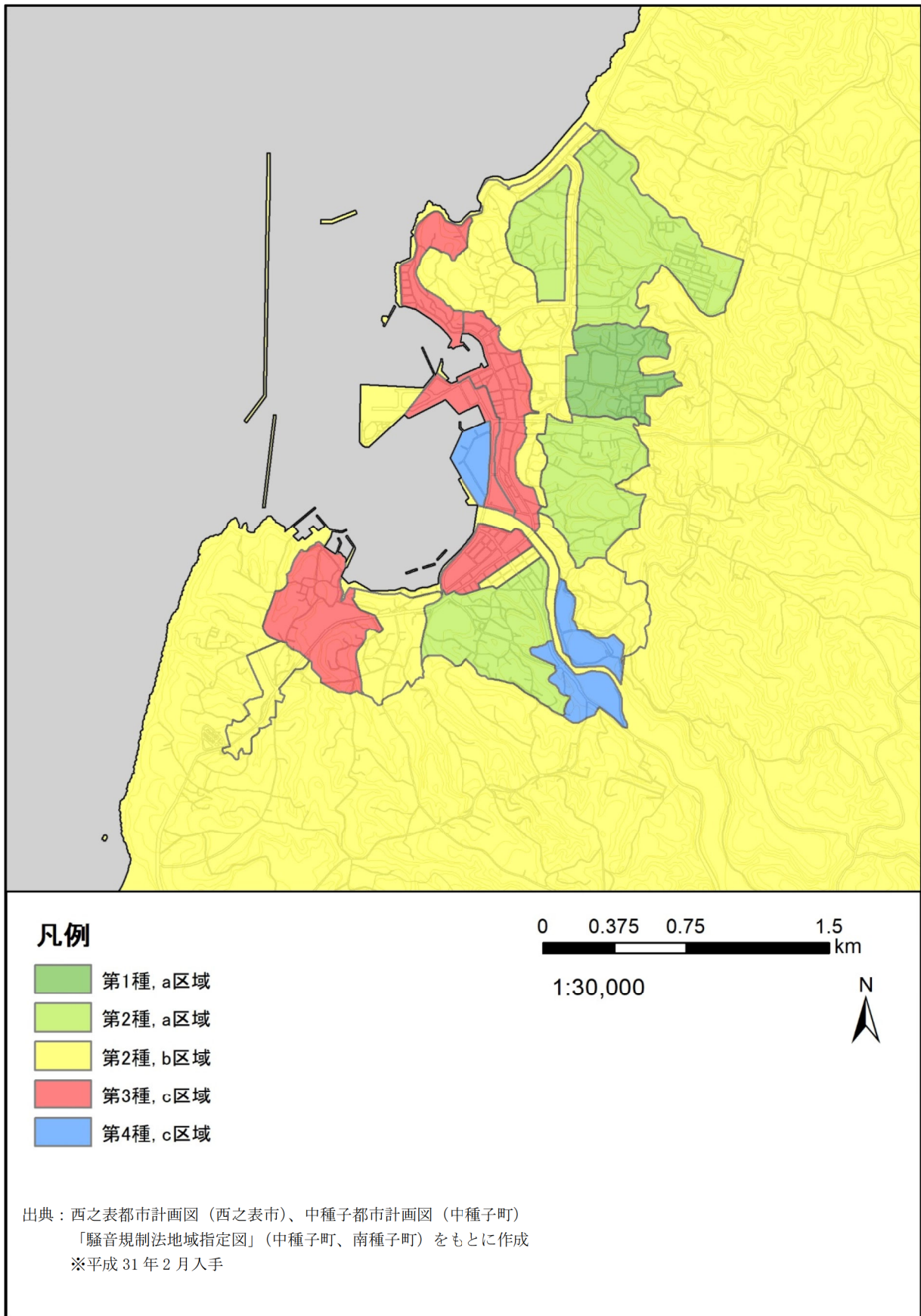


図-3.2.22(3) 騒音に係る規制の状況（騒音規制法に基づく規制区域（西之表市））

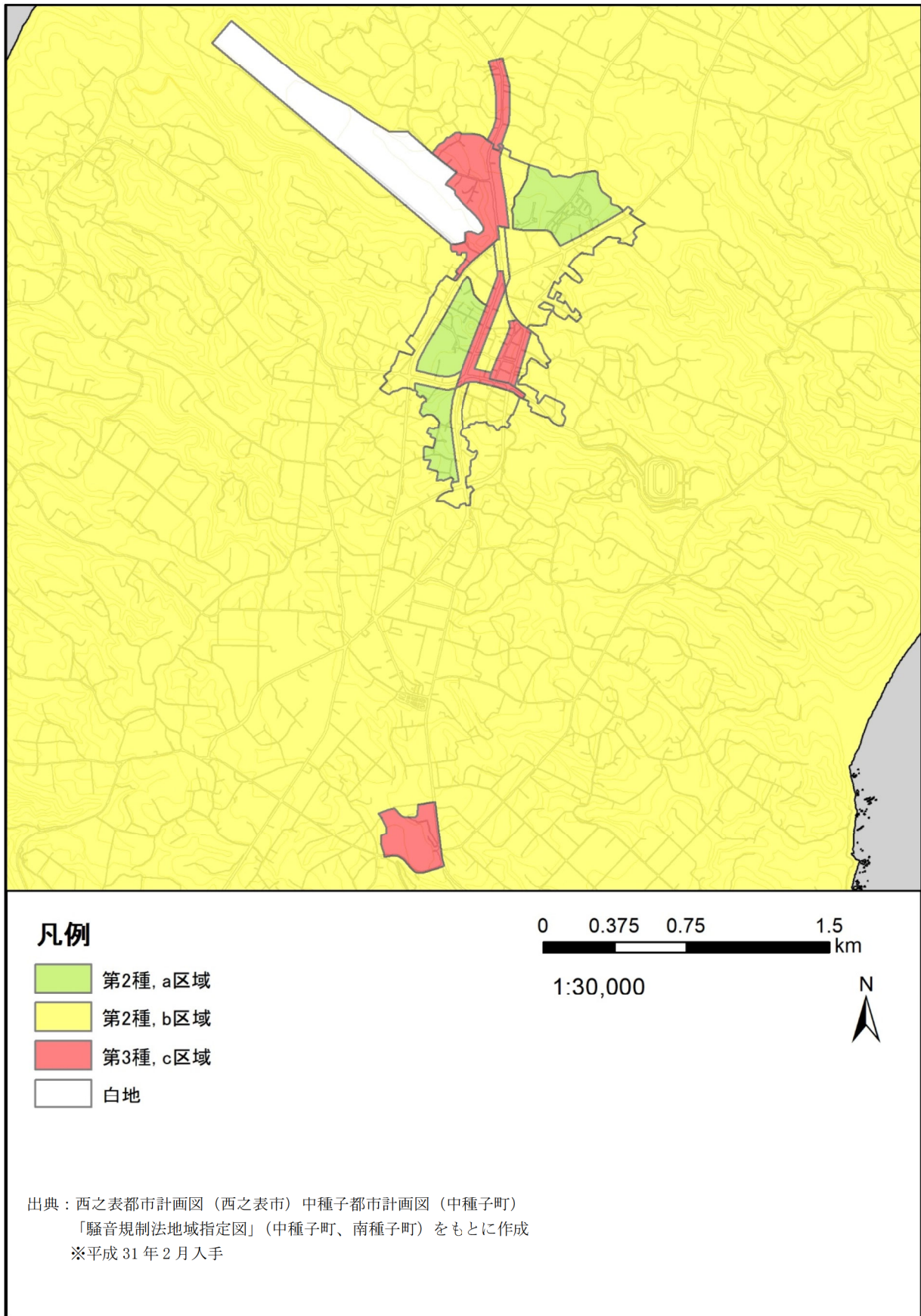


図-3. 2. 22(4) 騒音に係る規制の状況 (騒音規制法に基づく規制区域 (中種子町))